

学校いじめ防止基本方針

1 本基本方針及び「いじめ防止委員会」の目的

本基本方針は、平成 25 年 6 月に制定された『いじめ防止対策推進法（以下本法）』により義務付けられ、本校の主体によって定めたものである。

学校いじめ防止基本方針（本法 第 1 章 第 1 3 条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（本法 第 1 章 第 2 2 条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

なお、『いじめの防止等』とは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。（本法 第 1 章 第 1 条）

本基本方針は、本校のいじめ防止等を目的とした対策の具体的な「行動計画」であり、それが組織的・計画的に推進されるよう、組織「いじめ防止委員会」を設置するものである。

2 いじめの定義（本法 第 1 章 第 2 条第 1 項）

この法律において「いじめ」とは、児童等について、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校のいじめ防止基本方針

- ・いじめを生まない、許さない学校づくりに向けて、教職員の資質向上と児童の心の教育を推進する。
- ・組織を生かして児童の変化をいち早く捉え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ・児童がいじめに関する理解を深め、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。
- ・家庭・地域・関係機関との連携を取り、安心な学校づくりに努める。

4 具体的な取組

<未然防止>

◎ すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、多様性理解を推進した学校づくりをする。

- (1) 児童がお互い認め合い、安心して生活できる学級・学校風土づくり
- (2) 組織的対応の徹底（取組評価アンケートの実施、集約、検証、見直し）
- (3) 教職員の意識向上と教職員研修の充実（学級経営力の向上）
- (4) 人権教育、道徳教育の充実による、いじめを許さない指導の充実
- (5) 多様性理解教育の推進
- (6) 保護者・地域等との連携の推進

<早期発見>

◎ 児童のささいな変化に気づき、気付いた情報を確実に組織で共有する。

- (1) 日常的な「変化への気づき」の集約・共有化
- (2) ふれあい月間に合わせた年3回（6月、11月、2月）のいじめ調査の実施
- (3) 年2回のQ-U結果のいじめ防止委員会での活用（Q-Uを活用したSOSキャッチ）
- (4) いじめ相談体制の充実
- (5) SC、子ども見守りチーム、支援員、教育相談コーディネーターとのミーティングの実施

<早期対応>

◎ 情報に基づき、速やかに対応する。また、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ組織的な対応をする。

- (1) 臨時いじめ防止委員会の開催と、正確な実態把握、資料の収集・整理
- (2) 被害児童ケアと加害児童への働きかけ、その他児童へのケアと働きかけ
- (3) 継続的な指導・支援
- (4) 保護者・地域等との連携

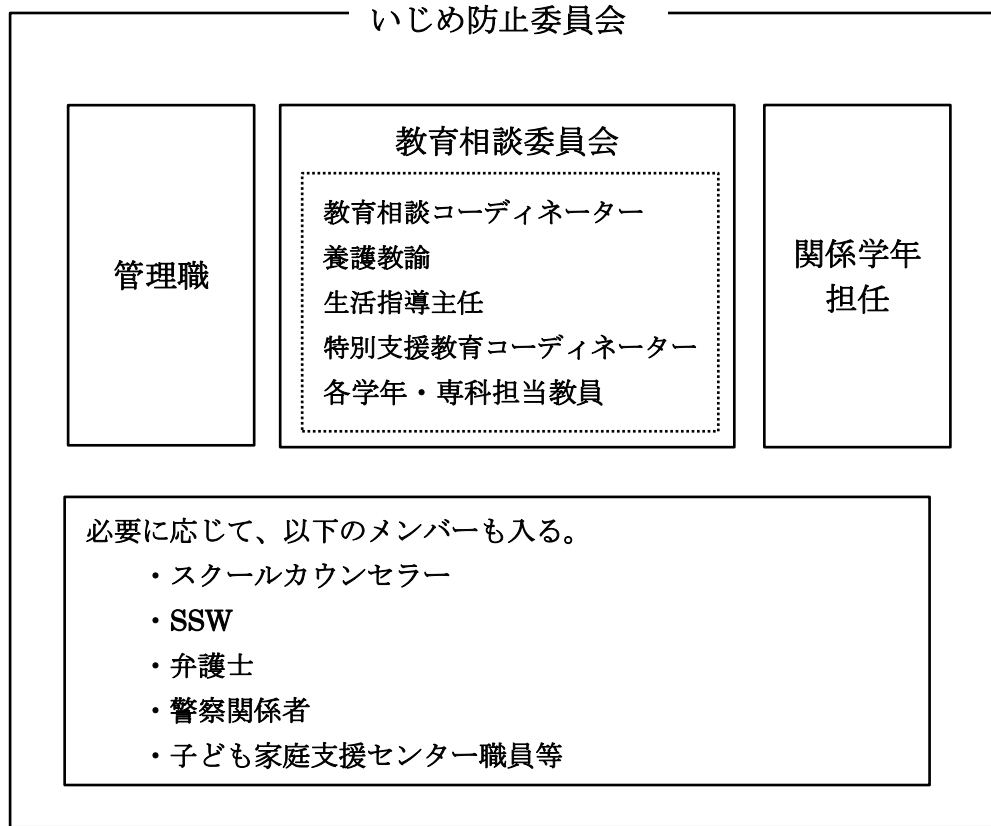
※いじめ行為が止んでから3か月以上、経過観察したうえで「いじめ解消」と判断する。

<重大事態が発生した際の対応>

◎ 重大事態が発生した際は、速やかに以下の対応をする。

- (1) 速やかな教育委員会・関係機関への報告、連携
- (2) 「杉並区いじめ問題対策委員会」による調査
- (3) 保護者・地域等との連携

5 組織



(1) 教育相談委員会構成員

教育相談コーディネーター、養護教諭、生活指導主任、特別支援コーディネーター、各学年・専科担当教員

(2) いじめ防止委員会構成員

校長、副校長、教育相談委員会メンバー、関係学年担任

※必要に応じてスクールカウンセラー、SSW、弁護士、警察関係者、子ども家庭支援センター職員等も加える。

6 年間計画

時 期	主な取り組み	組織の動き
1 学期 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な「変化への気付き」の集約・共有化 ・教職員への周知・学級経営研修①（学級開き） ・保護者会での周知・啓発 ・具体的な取り組みの計画・役割分担 ・配慮が必要な共通理解研修 	教育相談委員会
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・早期認知のための見取り・集約の仕組みづくり ・5年生全員面談 ・「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ・第1回Q-U実施 ・学級経営研修②（第1回Q-U結果分析） ・第1回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約 ●アンケート集計結果から対応協議<第1回> ・1学期の取り組みの評価 	スクールカウンセラー 各担任 いじめ防止委員会 教育相談委員会
夏季休業中	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、児童理解の研修会企画、運営 ・各学年の状況把握、気になる児童への対応協議 ・TAP 研修（教職員、チームづくり） 	教育相談委員会
2 学期 1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休業明け、各学年の状況把握 ・TAP 研修（児童へのPA、チームづくり） ・新学期の登校状況の把握 ・日常的な「変化への気付き」の集約・共有化 ・「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ・第2回Q-U実施 ・第2回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約 ●アンケート集計結果から対応協議<第2回> ・学級経営研修②（第2回Q-U結果分析） 	教育相談委員会 各担任 いじめ防止委員会 教育相談委員会
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・取組評価アンケート（学校評価との同時実施）（保護者・地域）の実施・集約 	
3 学期 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な「変化への気付き」の集約・共有化 ・取組評価アンケートの結果による次年度方針の立案 ・「ふれあい月間」に関連させた道徳指導 ・TAP 研修（児童へのPA、チームづくり） 	教育相談委員会 各担任
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケートの実施・児童の面談・集約 ●アンケート集計結果から対応協議<第3回> ・次年度への引継ぎ 	いじめ防止委員会 各担任

※課題発生時の事案確認後、必要に応じて、臨時いじめ防止委員会の招集をする。

※ふれあい月間の児童アンケートやいじめ防止委員会の記録は、いじめに係る児童が卒業、転学等をしてから5年間保存する。